村

閑話休題

町

じるらしい。

地公法の原因があると

とになっている。

問題は、この評定

の制度と手法の技術革新であ

た措置を講じなければならない」こ を評定して、その評定の結果に応じ 員の執務について定期的に勤務成績

もつ首長であればあるほど、そう感 それも役場と職員の活性化に意欲を ではないか」と訊かれることがある。

どうも地公法に原因があるの が多いのか、と驚いている。 みて、こんなに働かない職員 町村の購読料は会費 の中に含まれております)

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号: 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955 発行所 全国町村会 発行人 渡辺 明:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む)振替口座00110,8 47697

町村長から「首長になって

调

報

うである。 なるほど、地公法上は、

反して降任又は免職にできるのは、

員には任期制はないし、

職員の意に 一般の職

いため、 てしまっていることを指しているよ のことがない限り、 る強固な身分保障によって、よほど に入ってしまうと、地公法によ いうのは、どうやら、一度役場

安心が高じて、安逸に陥っ 降任も免職もな できる。

行っていないから、ほとんど適用し 能力・実績を重視した人事管理など 価が必要であり、昇任人事は「競争 観性と公平性に裏打ちされた職員評 ないから死文に近い。 かも年功(年齢)序列が基本になり、 試験」ではなく「選考」で行い、 ①と③には客

の故障のため、 若しくは定数の改廃又は予算の減少 前②号に規定する場合の外、その職 あり、又はこれに堪えない場合、 に限られている。②は明白であれば により廃職又は過員が生じた場合」 に必要な適格性を欠く場合、④職制)勤務実績が良くない場合、 職務の遂行に支障が ② 心 身 (3)

> う人情論も強い。 まして免職などとても気の毒だとい ていないに等しい。 しかし、地公法上は、首長等は しかも、 降任も

尾瀬ヶ原

の降任・免職・任期制 ③は職階制が徹底されてい ĺĆ ている。やがて任期制の導入も論議 権時代はより厳正な職員評価を求め を吟味し任用する仕組みである。 望制の) 降任又は免職であり、さら 定期的に公務員としての適格性 職員の意向を尊重した (希

分

(千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森

19731187311873	nezanezanezaneza	1973119731197311	RAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIRAIR	HRZBIRZEN
	活	動	平成13年度政府予算編成・施策で要望 = 全国町村会	(2)
₽				
<	活	動	全国町村会役員が、関係省庁に実行運動展開	(5)
اتا				
	随	想	地域の特色を人づくり、町づくりに生かして千葉県町村会長・睦沢町長 河野 功	23)

平成政府予算編成・施策で要望全国的

地方分権の推進、町村財政基盤の強化を求めて



全国町村会は6月22日の政務調査会、翌23日の常任理事会で「平成13年度政府予算編成ならびに施策に関する要望」を審議、決定し、常任理事会終了後、要望実現のため本会役員が関係各省庁に対し実行運動を行った。

同要望書は、各省庁の明年度概算要求作業に向けて取りまとめた もので、町村が自主的、主体的な地域づくりの施策を推進できるよ う地方分権の推進をはじめ町村財政基盤の強化、保健福祉対策、地 域活性化対策、農林水産業対策など42項目にわたる要望となってい るが、今後、明年度予算に対する各省庁の検討状況や都道府県町村 会からの追加要望をふまえて修正をおこない、7月末に再度要望す ることにしている。

活 動



自治省香山官房長(中央)と左から宇都宮副会長、山本会 長、佐々木副会長



建設省小川官房長(右)と右から安井(滋賀) 藤本(岡山) 富田(埼玉)の各監事



厚生省近藤保険局長(左)と野中(京都) 河野(千葉) 菊池(青森) 塚田(愛知) 冨永(熊本)の各常任理事



伴林野庁長官(中央)と左から八木(香川)、伊藤(新潟)、松本(佐賀) 江原(山口)の各常任理事



自治省嶋津財政局長(中央)と左から宇都宮副会長、山本 会長、佐々木副会長、渡辺事務総長



建設省小川下水道部長(中央)と左から熊澤(岐阜)藤本(岡山)安井(滋賀)富田(埼玉)の各監事



厚生省大塚老人保健福祉局長(左手前)、堤大臣官房審議官(同隣)と右側手前から野中(京都)、河野(千葉)、菊地(青森)、冨永(熊本)、塚田(愛知)の各常任理事



農林水産省石原経済局長(中央)と左から八木(香川) 江原(山口) 伊藤(新潟) 松本(佐賀)の各常任理事

のないよう十分留意すること。

活 動 平成

地方分権の推進

|年度政府予算編成

・施策に関する要望

とって最も重要な課題である。 を構築することは、地方自治体に りと展望を持った活力ある地域社会 実施の段階に移った今日、住民が誇 よって国は、地方分権の一層の推 ||一世紀を目前に控え地方分権が

財源を確保するなど、 地方税・地方交付税等地方一般 必要な措置を

進に向け、

次の事項を実現された

地から市町村の合併を強制すること 3、権限移譲の「受け皿」整備の見 を推進すること。 2、今後、一層の事務・権限の移譲 的確に講じること。

町村財政基盤の強化

町

行わないこと。

た地方交付税算定の見直しは絶対に

なお、市町村合併の強制を意図し

するため、 する大きな役割が求められている。 ため、各般の政策課題を着実に推進 等、自主的・主体的な地域づくりの 厳しい条件下の農林水産業の振興 ち遅れている生活関連施設の整備、 社会福祉施設等の充実、相対的に立 実施など少子・高齢社会への対応、 方分権の進展を踏まえ、介護保険の よって、 町村は、自主税源が乏しい中、 国は町村財政基盤を強化 次の事項を実現された

> 般財源を確保するなど的確な措置を 講じること。 ζ 地方税・地方交付税等の地方一 地方分権の一層の推進に向け

地方交付税制度の充実強化

るよう、地方交付税所要額を確保す ること。 ⑴ 町村が安定した財政運営ができ

ıΣ きめ細かい財政需要の算定をはか 十分考慮し、実態を的確に反映した 要であるので、基準財政需要額の算 定にあたっては、町村のもつ役割を るため、財政調整機能は、極めて重 および一定の行政水準の確保をはか ② 税源の偏在による財政力の是正 町村への傾斜配分を強化するこ

会計に直接繰り入れること。 の一般会計を経由せず、交付税特別 あることを明確にするためにも、 (3) 地方交付税が地方の固有財源で 国

財源を十分確保すること。 地方単独事業にかかる地方負担所要 3、低水準にある町村の重点的、 する地方交付税算入率の引上げおよ 資については、国庫補助事業および 画的な社会資本整備のための公共投 び対象事業の拡大をはかること。 ることにかんがみ、元利償還金に対 町村の公債費負担が増嵩してい 計

担保する、地方自治の基礎を支える 町村税源の充実強化 地方税は、地方分権を実質的に

税収入の大幅な乖離を縮小するため

ものであり、地方の歳出規模と地方

第2320号

を高め、 ること

ること。 ること。

える等の措置により、 正化をはかること。 事務所または事業所の固定資産を加 て、課税標準にかかる分割基準に 配分割合の適

安定化は町村財政にとっても極めて 税の導入について、都道府県財政の 重要であるので、その導入をはかる なお、法人事業税への外形標準課

安定性に富む、町村財政における基 確保がはかられるよう、特に配慮す 幹税目であることから、その安定的 ること 固定資産税は、

原野の多い町村の貴重な財源とし されており、特に財源に乏しく山林 その一〇分の七が関係市町村に交付 密接な関連を有しているとともに、 環境対策など町村の行政サービスと ⑥ ゴルフ場利用税は、道路整備

租税総額に占める地方税のウェイト 拡充等による税源移譲などにより、 にも、所得税の移譲や地方消費税の 町村税源の充実強化をはか

であるので、安定的にその充実がは かられるよう措置すること。 負担分任を基調とした基幹的な税目 ついては、既定方針どおりに実施す ③ 株式の売買による譲渡益課税に ②個人住民税は、町村における、

にとって重要な税源であるので、 人住民税総額についてこれを確保す 4 地方法人課税に関しては、 町村 法

また、分割法人の法人住民税につ

収入の普遍性・

割を果たしているため、 地域振興をはかる上で重要な役 確保をはかること。 本税の充

に、固定資産税等の非課税措置、課らに整理合理化をはかること。特 うこと。 税標準の特例措置の整理合理化を行 ら非課税等特別措置については、さ 租税負担の公平を期する見地か

上げること。 いよう、必要な措置を講じること。 ては、地方への支障を来すことのな 目転車については、課税の在り方等 (8) 軽自動車税の各標準税率を引き また、軽自動車税のうち原動機付 また、国の租税特別措置等につい

(9) うこと。 入湯税の税率を引き上げるこ

について実態に見合った見直しを行

道路財源の充実強化をはかること。 村への配分割合を引き上げるなど、 路特定財源を確保するとともに、町 進するため、町村にとって重要な道 個人都道府県民税にかかる徴収 遅れている町村道等の整備を促

法の早期成立をはかること。 取扱費交付金の増額をはかること。 末専決を行わなくてもよいよう、同 地方税法改正については、年度

地方債の充実改善

じないよう必要な措置を講じるこ ても、地方債資金の調達に支障の生 財政投融資制度の改革後におい

種施策を推進するため、 過疎地域の自立促進のための各 過疎債の所

要額を確保すること。 また、 辺地債の所要額を確保する

起債対象範囲を拡大すること。 かることとし、町村道整備にかかる 担軽減措置を講じること。 について、繰上げ償還など適切な負 道路改良事業の弾力的運用をは 高利の公的資金にかかる地方債

措置を講じること。 を踏まえ、運営改善のための所要の 化に対応したあり方についての指針 かんがみ、今後の社会経済情勢の変 6、第三セクター 等の経営の状況に 半島地域、離島などの町村およ 過疎地域、 辺地、山村、 豪雪地

特に配慮すること。 情に即した財政措置を講じるよう、 び人口急増町村等に対し、 地域の実

確立 围 地方間 の財政秩序の

合理化、 化等を積極的に推進する必要があ るためには、国庫補助負担金の整理 行されたが、真の地方分権を実現す 係法律の整備等に関する法律」が施 「地方分権の推進を図るための関 および地方税財源の拡充強

よって国は、 次の措置を実現され

など必要な財政措置を的確に講じる 交付税等の地方一般財源を確保する の移譲にあたっては、 1、国庫補助負担金の整理合理化を 一層推進するとともに、事務・権限 地方税・地方

> Τ 運用・関与の改革を一層推進するこ の有効活用・転用等について、その 負担の完全解消および補助対象資産 化を促進するとともに、地方超過 国庫補助負担金の統合・メニュ

ること。 3、具体的な事業箇所・内容につい とができる統合補助金制度を推進す て地方公共団体が主体的に定めるこ

ð地方公共団体の公金預金ペイオフ凍結解除後にお

立地させること。

金保険の保護措置がない状態とな 平成十五年四月から凍結解除となり 月から、また、歳計現金についても となったが、歳計現金を除く預託 団体についても全額保護されること 預金保険法の改正により、 金、基金等については平成十四年四 一、〇〇〇万円超の部分について預 ペイオフ凍結解除にあたっては、 地方公共

況にある。 る預託等、安全確実という基準だけ で預入先を選択することが困難な状 や、中小企業等への制度融資にかか 済対策としての地元金融機関の活用 殆どの地方公共団体では、地域経

生じ、住民生活に重大な影響を与え り、町村としての行政執行に支障を ちに財政破綻につながることとな るだけでなく、 財政基盤が脆弱な町村にとっては直 し、公金預金が喪失した場合、特に 仮に、預入先の金融機関が破綻 住民の共有財産の喪

> ځ 護のための必要な措置を講じるこ 降について、引き続き公金預金の保 凍結が解除される平成十四年四月以 確保、情報開示の徹底等金融環境の 失として多大な損失となる。 整備を推進するとともに、ペイオフ よって国は、金融機関の健全性の

国土政策の推進

五

るよう、地方重視の国土づくりを展 り、国土の保全や地域社会の維持に 減少と少子・高齢化が進行してお 開する必要がある。 を生かした適切な役割を担っていけ 向って全国のそれぞれの地域が特性 整備を急ぐとともに、二一世紀に に立ち遅れている地域の国土基盤の 苦慮している。こうした中、相対的 面積の七二%を占める町村は、 をはかることが基本である。国土総 国土政策は、国土の均衡ある発展

むらづくりをはかることにも配慮す え、災害に強い安全なまちづくり、 べきである。 また、先の大震災等の教訓を踏ま

よって、 国は次の事項を実現され

世紀の国土計画のあり方」に関する づくりの支援等を行うとともに、21 るため、戦略推進指針に沿って地域 大きな役割を担う町村の意見を充分 けられ、国土の保全と利用について たっては、多自然居住地域と位置づ 基本的な考え方を取りまとめるにあ イン」を効果的、 かつ着実に推進す

1、「21世紀の国土のグランドデザ

反映すること。

えて、国の行政機関、研究学園施設 も、長期的視点に立って人口および を基礎とした担い手確保等のための ることを踏まえ、国民の幅広い合意 定住にも配慮して広く地方に分散・ 等については地方定住、 施策を確立し、推進すること。 保全、管理が喫緊の課題となってい 産業の地方分散を推進すること。 加 また、森林、農地等、 災害に強い国土づくりのために 特に若者の 国土資源の

置を延長するなど、指定地区に支障 る法律」による国の財政上の特別措 年度末で期限切れとなる「新産業都 の育成等を推進するため、平成十二 域における生活環境の整備、新産業 が生じないよう特段の措置を講じる ための国の財政上の特別措置に関す 市建設及び工業整備特別地域整備の 新産業都市及び工業整備特別地

じること。 る情報の提供等、 はかるとともに、 る地域づくりを推進するため、権限 の移譲および財政措置の充実強化を 4、地域主導による個性的で魅力あ 適切な支援策を講 地域づくりに資す

的に推進すること。 ともに、農林漁業振興対策等、 め、美しいむらづくりを推進すると 住みやすい地域として再生するた の施策を拡充強化し、 農山漁村地域を活力にあふれた 総合的、 各般

な交流・連携を促進すること。 また、都市や農山漁村等の広域的 町

推進すること。

向上のため総合的、 9、情報格差の是正、

計画的な地域情

住民サー ビス

2

六

地域活性化対策の推進

進すること。

および農林漁業振興対策を強力に推

活 動

6

人口の減少と高齢化の加速等に

に配慮した適切な措置を講じるこ 山間部農地等については、国土管理 より放置されている山村の森林、中 高速交通網の整備を推進すること。 特に、 高規格幹線道路および空港等

よって、

で めに不可欠なプロジェクトであるの を実感できる国民生活を実現するた 国土の均衡ある発展を図り、豊かさ 整備を積極的に推進すること。 早期着工、早期完成を目指して 整備新幹線の整備については、

TV等の高度情報通信基盤の整備を 光ファイバー網、移動体通信、CA 充等により、自治体ネットワーク、 報化を促進すること。 特に、電気通信格差是正事業の拡

湾整備七箇年計画を着実に推進する 要であることにかんがみ、 る地域づくりをはかるうえからも重 10、港湾整備事業は、豊かで活力あ 第九次港

4

農山漁村地域が果たしている公

する振興施策を積極的に推進するこ 実に推進すること。 半島地域、 第六次海岸事業七箇年計画を着 過疎地域、 辺地、 離島などの町村に対 山村、 豪雪地

推進すること。 躍的な増大にかんがみ、地方空港の 航空輸送の果たす役割の飛

きるよう、地域活力創出プラン関連 経済新生」「人づくり」等に主体的 かつ総合的な取組みを行うことがで さと関連施策を充実すること。 む地域づくりを推進するため、 事業を推進すること。 特に、地域が創意に基づき「地域 町村が自主的・主体的に取り組

力に支援すること。 活動への住民参加の促進対策等を強 効活用の促進をはかるとともに各種 特別な財政措置を講じること。 保全、水源涵養等の公益的な機能の 重要性にかんがみ、これら特定地域 に対する振興施策を推進するため、 文化、 地域づくりと住民生活充実のた 半島地域、離島などの持つ国土 過疎地域、 スポーツ施設の整備と有 辺地、 山村、 豪雪地

3

構築する必要がある。 定住する豊かで住みよい地域社会を 高齢社会への対応をはじめ、 に活性化し、地域経済の再生、少子・ から、財政基盤の弱い町村を重点的

国土の均衡ある発展をはかる見地 国は次の事項を実現され 若者も

温泉よ も 温泉

村地域の活性化と農林漁業の体質強

地域活力の低下している農山漁

をはかるため、

農山漁村関連施策

5

充実すること。

支援するため、

国土保全対策事業を

成・確保、

定住促進対策等の取組を

|的役割の見地から、

後継者の育



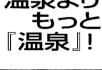






ふる











★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉 地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

トロン温泉で若返るふるさと 高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

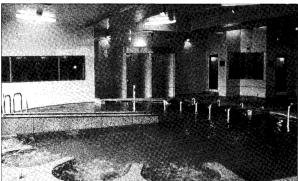
★トロン温泉がつくる元気な街! 数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

歓声が聞こえるトロン温泉 老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが 天然温泉の1/10で済む トロン温泉は、行財政 改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天 然温泉からトロン温泉 に切り替えて成功して います。





自治体事例=ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県 朝霞市の「憩いの湯ー湯~ぐうじょう

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

8、地域住民が不便なく情報化の成

活 動

置を講じること。 の整備、普及の促進に格別の支援措 ベルの地理情報システム (GIS) 的な把握を可能とするため、地域レ おけるライフライン等の情報の一元 効率化をはかるとともに、災害時に を把握することにより、事務事業の S)を活用し、国土空間データ基盤 6、町村が地理情報システム (GI

度情報通信基盤の整備等を推進する 情報拠点施設およびCATV等の高 め、光ファイバー網、移動体通信、 対応した地域の情報化を促進するた ともに、高度情報通信社会の進展に 7、情報通信格差の是正をはかると

に、財政措置を充実すること。 経済基盤強化対策を推進するととも 9、地域産業創造対策および新地域 事業に対して支援すること。 町村が行う情報システムの共同開発 の取組を推進するとともに、複数の 果を利用することを可能にする町村

充実すること。 に関する対策等について財政措置を 流・国際協力事業および在日外国人 ため、町村が実施している国際交 地域雇用対策を推進すること。 また、地域の自主性を尊重しつつ 国際化に対応した地域づくりの

的かつ機動的に推進すること。 活性化をはかる見地に立って、 や生態系に充分配慮しつつ、町村の ト地域の整備にあたっては、自然 総合保養地域整備法によるリゾ 人口が急増する町村は、 · 小 中

> 学校等の教育施設、公共下水道、廃 するよう財政措置を強化すること。 緊急に整備する必要があるので、そ 棄物処理施設等の生活環境施設など の事業量を確保し、地域の実態に即

ţ 子育て支援対策の推進

め子ども自身が健やかに育っていけ 会保障費用にかかる現役世代の負担 少子化の中で、子ども同士のふれあ な推進が求められている。 ることのできる環境づくり等の強力 る社会、子どもを安心して生み育て の増大、社会の活力の低下等への影 性、社会性が育ちにくく、また、社 いの減少などにより、子どもの自主 響が懸念される状況にある。 このた わが国においては、近年の著しい

進すること。 対策を総合的、 よって、国は子育て支援のための 計画的かつ緊急に推

社会福祉対策の推進

り等の推進が課題となっている。 が安心して暮らせる福祉のまちづく 化の進行等に伴い、家庭における保 対応した保育制度の充実及び障害者 る。このため、地域住民のニーズに 育機能や介護機能が低下してきてい よって、 夫婦共働き世帯の一般化、 国は次の事項を実現され 核家族

1、児童福祉対策等の推進 ()保育制度の充実

施をはかること。 ア、新エンゼルプランの着実な実

イ

保育所運営費の基準の改善を

担を地方へ転嫁しないこと ウ、保育制度にかかる国の財政負

施設の総合化をはかること。 (4) 母子、父子家庭対策を充実する 保育所、 幼稚園の連携強化及び

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化

2、障害者保健福祉対策の推 進

② 障害者保健福祉対策にかかる財

(4) 障害者スポーツの振興をはかる

費にかかる財政措置を充実するこ (1) 市区町村社会福祉協議会の活動

かる財政措置を充実すること。 (2) 民生 (児童)委員の活動費にか

義務教育施設等の整備促進

る教育環境づくりが重要である。 成するため、安全かつ快適で特色あ に即応し、心身ともにたくましく育 よって、

財政措置を充実すること。 はかるとともに、特別保育にかかる

措置を充実すること。 ② 児童健全育成対策にかかる財政

یے

を制度化すること。

ح (1) 障害者プランを着実に実施する

政措置を充実すること。 る措置費基準の改善をはかること。 ③ 身体障害者更生援護施設にかか

3、社会福祉協議会等の充実

将来を担う子どもたちを時代の進展 ||一世紀を間近に控え、わが国の 国は次の事項を実現され

義務教育施設等整備事業につい

ては、町村が必要とする事業量を確 ること。 保するとともに、財政措置を拡充す

飯給食に対する財政措置を講じるこ 情に即した給食施設及び設備にかか る財政措置を充実するとともに、米 学校給食については、地域の実

3、学校図書館図書の整備に対する 化をはかること。 また、集団食中毒対策の充実・ 強

送受信料免除措置を継続すること。 ること。 するため、 図ること。 をするため、学習指導要領の改訂を 5、心豊かなゆとりある教育の実現 財政措置の充実をはかること。 小・中学校等にかかる現行の放 また、少人数教育を促進 一学級定数標準を緩和す

の強化 Ó 青少年の 健全育成対 策

合的な対策が必要である。 のため、家庭、学校ならびに地域社 会が一体となって強力に推進する総 ||一世紀を担う青少年の健全育成

よって、 国は次の事項を実現され

ア育成活動等青少年育成国民運動を 1、青少年の団体活動、 一層推進すること。 ボランティ

めの心の教育を一層推進すること。 その他児童・生徒を健全に育てるた 行等の問題行動が多発している現状 2、学校生活におけるいじめや、 にかんがみ、生徒指導の充実強化、 特に最近の青少年による凶悪事 非

活 動

8

一一、生涯学習等の振興

策を総合的に推進すること。

らの原因究明をはじめ、その防止対 件の頻発にかんがみ、専門的見地か

がある。 た生涯学習推進体制を整備する必要 るようそれぞれの地域の実情にあっ 心にゆとりと潤いのある生涯を送れ 習機会を選択して学ぶことができ、 人々がいつでも、自由に多様な学

よって、 国は次の事項を実現され

とともに、財政措置を充実するこ 町村が必要とする事業量を確保する 生涯学習振興事業については、

週

3、史跡等文化財保護に対する財政 実すること。 を確保するとともに、 ついては、町村が必要とする事業量 2、生涯スポーツの普及振興事業に 財政措置を充

一二、老人保健福祉対策の推進

措置を充実すること。

町

る必要がある。 きがいと健康づくりを強力に推進す 的に推進するとともに、高齢者の生 システムに対応した基盤整備を計画 高齢社会の到来を踏まえ、新たな

よって、 国は次の事項を実現され

- 老人保健対策の推進
- 合を拡充すること。 老人医療費に対する国の負担割
- る老人加入率の上限を撤廃するこ 老人医療費拠出金の算定にかか

第2320号

拠出金の全額を退職者医療制度で負 また、退職者にかかる老人医療費

- を充実すること。 老人保健事業にかかる財政措置
- とともに財政措置を充実すること。 2、老人福祉対策の推進 町村が必要とする事業量を確保する 介護老人保健施設については、
- をはかること。 (1) ゴールドプラン21の着実な実施
- 費基準の改善をはかること。 ② 養護老人ホーム等にかかる措置
- 護老人ホーム等の設置基準等の緩和 充実すること。特に、小規模特別養 応じた整備ができるよう財政措置を については、町村が必要とする事業 をはかること。 量を確保するとともに地域の実情に 在宅福祉施策及び老人福祉施設
- 充実すること。 活かせる適当な仕事に従事し、教 できる機会を確保するための対策を 育、経済等社会活動に積極的に参加 充実すること。また、知識と経験を の機会を確保できるよう雇用対策を (4) 高齢者がその実態に応じ、就業

の推進をはかること。

課題であり、 おいて、高齢者介護は現下の最大の 高齢化が著しく進行する我が国に 国、都道府県、市町村

> 保険制度が本年四月から施行され、 を傾注しているところである。 町村においては高齢者に対する必要 りも重要である。こうした中、介護

たい。 に果たすことが必要である。 よって、国は次の事項を実現され

1、保険者について

3、 痴呆性老人に対する総合的対策

_ = 介護保険制度の円滑な

が一丸となって取り組むことが何よ

村の意見を尊重することはもとよ 課題が山積している。同制度を円滑 かつ安定的に運営するためには、町 かつ十分な介護の提供に懸命の努力 しかしながら、今なお解決すべき 国、都道府県がその役割を十分

等での運営を推進すること。 ため、都道府県単位の広域連合組織 公正かつ、より効果的な制度運営の 市町村が希望する場合には、公平、 市町村が保険者となっているが、

同措置にかかる国、都道府県による 財政補填制度を創設すること。 ては、減免措置を講じるとともに、 2、保険料について 低所得者に対する保険料につい

いては、実態に即した適切な措置を により高額な保険料となる場合につ 講じること。 また、保険者の責に帰さない事由

拡大すること。 険料にかかる特別徴収の対象範囲を (2) 事務の効率化のため、第一号保

生じる歳入欠陥については、 費により補填すること。 う、国民健康保険の収納低下により (1) 介護保険料の上乗せ賦課に伴 財政調整について 国の負担二五%のうち五%が調 全額国

> を措置すること。 ついては二五%の外枠とし、必要額 整財源とされているが、調整財源に

- Ιţ 国及び都道府県の負担とするこ 財政安定化基金にかかる財源
- 要介護認定について

びに生活圏域を単位として審査判定 て審査基準や不服に対する統一見解 を行う支部を設置すること。 の提示及び連絡調整を行う本部なら とするため、都道府県の責任におい 公平、公正な認定を確実なもの

- 調査員等の研修を充実すること。 認定審査会委員の研修及び訪問
- 基準額を設定すること。 務委託料については、実勢に応じた ③ 認定審査会委員報酬及び調査業
- 開発を行うこと。 ーソフトの精度向上をはかるととも に、痴呆症状の実態に即したソフト (4) 一次判定に用いるコンピュータ
- 5、介護報酬について

財政措置を講じること。 響額については、利用者負担を含め 介護報酬の特別地域加算に係る影

6 利用者負担について

策を充実すること。 する度合いが高いという現状に鑑 7、家族介護に対する評価について に、同措置にかかる国、都道府県に いては、減免措置を講じるととも よる財政補填制度を創設すること。 低所得者に対する利用料負担につ 現金給付の制度化を含め、支援 町村においては家族介護に依存

同居家族に対する訪問介護に係

活 動

についての対応策を講じるととも 反映されるよう措置すること。 は、市町村介護保険事業計画が十分 が行う同医療施設の指定にあたって 影響が大きいことに鑑み、都道府県 数が、市町村の保険料水準に及ぼす を含め十分な財政措置を講じるこ るよう、介護基盤整備については、 分な財政措置を講じること。 う支援体制を強化するとともに、十 務については、円滑に処理できるよ 一要件は削除すること。 人材の育成・確保等にかかる支援策 ③ 介護支援専門員の地域的偏在等 介護サービスが適切に提供でき 研修を充実すること。 サービス提供事業体等について 政省令等によって関与しないこ 事務費について 介護療養型医療施設の入所定員 市町村介護保険事業計画に基づ 介護基盤の整備について 市町村特別給付については、法 市町村において行う苦情処理事

執行については、十分な財政措置を 市町村における介護保険の事務の

11、その他

講じること。

に対して、住所地特例を適用するこ 養護老人ホーム等の施設入所者

解と協力を得るため、 介護保険制度に関する国民の理 的確な広報を

> るよう対処すること。 係法令において情報提供が可能とな は、税情報等が必要となるため、 (3) 第一号保険料の算定にあたって 関

第2320号

る基準について、時間規制の二分の

四、地域保健医療対策の推進

進することが必要である。 サービスに対する地域住民のニーズ 増加等による疾病構造の変化、保健 の高度化や多様化等に対処するた 急速な高齢化の進展、慢性疾患の 総合的な地域保健医療対策を推

たい。 よって、 国は次の事項を実現され

1、地域保健の充実

- るよう財政措置を充実すること。 ① 母子保健事業が円滑に実施でき
- 成、確保をはかるとともに、 る財政措置を充実すること。 高騰に対処し、予防接種事業にかか 種になったことに伴うワクチン代の (3) ② 予防接種が集団接種から個別接 保健婦、助産婦、栄養士等の養 、地域の
- ること 施設整備にかかる財政措置を充実す (4) 市町村保健センターの運営及び

置を充実すること。

実情に応じて配置できるよう財政措

2、地域医療体制の充実

- び施設整備にかかる財政措置を充実 すること。 ① 自治体病院の経営健全化対策及
- چ とともに、 (2) (3)看護職員の養成、 国立病院・療養所の統廃合、経 財政措置を充実するこ 確保をはかる

営移譲等については、

地域の医療に

制度の維持運営に支障をきたさ

分協議すること。

を充実すること。 らびに施設整備等にかかる財政措置 等の運営、医師及び看護婦の確保な 3、「第九次へき地保健医療計画 を策定するとともに、へき地診療所

ح 推進するとともに、救急医療情報セ ンター にかかる財政措置を充実する

本的な改革の実現 Į

ている。 (税)の負担及び一般会計からの繰 年に亘る負担により、町村における に、医療費の増嵩等により保険料 のため、財政的に脆弱であるうえ に比べ低所得者層が多く、さらに老 各種福祉施策の推進を大きく阻害し 入れはすでに限界に達しており、 人加入率が高い等その構造的な体質 国民健康保険制度は、被用者保険

たい。 よって、 国は次の事項を実現され

信託貯蓄の決定版

担と給付の公平化をはかるため、 ること。 療保険制度の一本化を早急に実現す 医

相互に連携し合い、一貫した運用が にし、保健、医療、福祉の諸制度が 地方団体、民間等の役割分担を明確 なお、一本化が実現するまで

支障をきたさないよう地元町村と十

救急医療体制の体系的な整備を

国民健康保険制度 の 抜

1、各種医療保険制度間における負

できる制度を確立すること。 また、一本化にあたっては、 国

信託のある暮らし、あなたに。

1ヵ月たてば毎日が満期

財政措置を講じること。 ないよう、国庫負担の拡充等十分な

(税)負担の平準化に資するため、 的に改正すること。 2、慢性期医療等に対する包括払い 新たな国庫負担措置を講じること。 直すとともに、薬価基準制度を抜本 の積極的な活用等診療報酬制度を見 国保財政の健全化及び保険料

齢化の進展による担い手の減少、耕 新たな地域農政の推進 一六、新農業基本法に基づく わが国の農業・農村は過疎化・

業・農村基本法およびそれを具体化 のような状況において、食料・ の進展等大変厳しい状況にある。こ 作放棄地の増加また、国際化の一層

店 〒103-0027 中央区日本橋3-1-8 TEL(03)3245-8111 TEL (03) 3591-1106 新橋支店 〒105-0004 港区新橋2-2-9

構築を早急に実現する必要がある。 した足腰の強い農業および農山村の し、来るべき二一世紀において安定 する食料・農業・農村基本計画に即 よって、 国は次の事項を実現され

食料自給率目標の達成

米の消費拡大 2、国内農業生産体制の強化と国産 いて周知・普及をはかること。 べ残しの削減等食生活の見直しにつ 料消費については、食品の廃棄や食 対策を抜本的に強化するとともに食 実に達成するため国内農業生産振興 いて示された食料自給率の目標を確 ることが必要である。したがって、 低い水準にある自給率の向上をはか 止めをかけ、主要先進国の中で最も には、近年の自給率の低下傾向に歯 の高い食料を安定的に確保するため 食料・農業・農村基本計画」にお ||一世紀において、国民に安全性

業の推進 水田を中心とした土地利用型農

町

村

推進すること。 型農業活性化対策の推進に当たって に向けて水田を中心とした土地利用 料作物等の本格的生産の定着・拡大 画的生産の徹底および麦・大豆・飼 米の需給事情を的確に反映した計 地域の実情に即した取り組みを

ないよう簡素化すること。なお、経 営確立助成金の早期支払い制度を確 務について町村の負担が過重になら るとともに作付け面積の配分、確 また、作付け面積を早期に提示す 助成金の交付等に係る町村の事

第2320号

立すること。 (2) 農業生産総合対策の推進

域の実情に応じた地域特産作物の振 な生産対策を推進するとともに各地 の改良整備など総合的・作物横断的 な生産振興のため、排水対策等圃場 自給率の低い麦、 開発を行うこと。 大豆等の重点的

め農業機械・施設リー ス事業を拡大 なお、生産資材費の軽減をはかるた ため産地の実態にあった野菜生産省 すること 力機械の開発普及を促進すること。 また、園芸産地の活性化をはかる

③ 畜産振興総合対策の推進

外伝染病の国内侵入・まん延防止対 全な発展をはかるため家畜排せつ物 給体制の一層の強化をはかること。 こと。特に、口蹄疫等畜産に係る海 化等の畜産振興総合対策を推進する の処理の促進、肉用子牛等対策の強 策等の防疫対策および国産稲わら供 酪農および肉用牛経営の安定と健 国産米の消費拡大

度を確立し、学校給食用米殻の確保 確保をはかること。 のための施策の創設と必要な財源の また、日本の食文化を守り育ててい 地域の活性化につながる新たな米消 生活の再構築をめざすとともに農村 くため米飯を主体とする学校給食制 費拡大策の拡充強化をはかること。 れるなか、米を中心とした日本型食 世界的な食料・環境問題が懸念さ

3、WTO農業交渉への対応 WTO農業交渉に当たっては、

農

業の有する多面的機能や食料安全保

とともに食料不足の諸外国への援助 の引き下げ等は行わないこと よう現行の関税水準の維持に努める ては、稲作農家の経営に影響のない また、関税化に移行した米につい

用に積極的に活用すること。 地域農業の体質強化

安定した農業者年金制度は、若い担 すること。 い手の確保の面から重要であるため 分保障制度を確立すること。特に、 所得の確保、社会保障、年金等の身 規参入を促進するため農業就業者の 農業者が安心して加入できる制度と 意欲ある担い手の確保・育成と新

備、集落営農に対する支援を強化す 業活動を行うことができる環境の整 と高齢農業者が生きがいを持って農 性の農業経営に参画する機会の確保 ること。 また、認定農業者への支援を資金 技術面から強化するとともに女

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良

ない場合は土地改良法に基づく同意 減をはかるとともに、受益者負担の 地改良負担金の農家負担の一層の軽 を要しないよう法手続きを簡素化す ため、農業基盤整備の推進および土 生産性の高い地域農業を確立する

よび広域営農団地農道の維持管理費 また、土地改良事業に係る施設お 経営に支障の生じる恐れのある関税 障の重要性に配慮した新たな国際ル ルを実現するとともに国内の農業

地域農業の担い手の育成・確保

負担金の軽減

セクター への経費助成の拡充 る制度の創設 維持管理等を行う町村、公社、 ウ、農地保有合理化法人が農地を

取得し、新規参入者や大幅な規模拡 行う制度の創設 大をめざす者に超長期間の貸付けを 工、農業公社、 関係法人等の設立

設は国が管理すること。 の助成を拡充するとともに、国営か んがい排水事業により建設された施

優良農地の確保

いよう十分な措置を講じること。 当たっては、土地投機等が行われな 積極的に推進するとともに地域農業 の安定のため株式会社の農地取得に 必要な優良農地の確保と有効利用を 示された食料自給率の達成に向け、 「食料・農業・農村基本計画」で なお、地域の実態に応じた土地利

化すること。 画の策定等に係る町村長の権限を強 用をはかるため農業委員会の見直し を進めるとともに地域の土地利用計

緩和すること。 更については、地域の実情に応じた 柔軟な対応が可能となるよう規制を また、農業振興地域整備計画の変

に立って以下の措置を講じること。 傾向に対処するため、中長期的視点 ア、耕作放棄農地、放置森林等の 耕作放棄農地や放置森林等の増加 農林地の保全・管理対策の強化

耕作及び管理できないものについて は、町村又は農協等が買取り管理す 細分化防止のための特例措置として イ、相続に伴う農林地の粗放化、 活

続きの簡素化 並びに耕作農地確保の場合の事務手

農業経営安定対策の充実

営安定対策等の施策を拡充するこ ばさないよう所得確保対策および経 られているが、大幅に価格が下落し 重視した価格政策への見直しが進め た場合に農業経営に大きな影響を及 格安定制度については、市場原理を ア、米・麦・野菜等の農畜産物価

生活文化環境等の整備 5、農山村地域活性化対策の拡充と 件を充分反映したものとすること。 業の安定をはかるため地域の生産条 農山村地域活性化対策の総合的 米の政府買入価格は、地域農

ること。 施設等生活文化環境の整備を促進す 集落排水施設、情報関連施設、福祉 べて立ち遅れている農山村の道路、 はかる施策の実施とともに都市と比 合的振興等就業、所得機会の拡大を 業を基幹産業とした多様な産業の総 する条件を整備するためには、農林 ある農山村地域において若者が定住 自然的、経済的に不利な条件下に

円滑な推進 中山間地域等直接支払い制度の

にすること。また、都市住民を含め 町村に過重な負担がかからないよう とともに地域指定、集落協定の承 な推進のため交付金単価を確保する 事務をできるだけ簡素化し、地元 中山間地域等直接支払制度の円滑 対象行為の確認等に係わる町村

> ら中山間の果たしている多面的機能 国民の理解と協力が不可欠であるか の周知をはかること。

村の共生をはかるグリーンツーリズ ムの一層の推進をはかること。 農山村地域の活性化や都市と農山 農山村と都市との交流の推進

保全対策」を拡充すること。 つつ、地域の活性化をはかるため、 6、地域食品産業振興対策の充実と 食品流通の構造改革の推進 ① 地域食品産業振興対策の充実 農山漁村関連施策」および「国土 (4) 地方財政措置の拡充 地域の自主性・創意工夫を活かし

営が不安定であるので、その体質強 し、地場食品加工産業の育成とふる 策を充実すること。 化、経営の安定等をはかるための施 水産関係加工産業は規模が小さく経 大等をはかること。 さと食品の高付加価値化、 ア、多様な消費者ニーズに対応 イ、農村地域に立地している農林 販路の拡

(2) 食品流通の効率化と安全性の確

通の構造改善対策を積極的に推進す ること。 による、低コスト・省力化等食品流 輸送技術、 貯蔵技術の改善等

全性への関心の高まり等に資するた 者が不安を抱くことのないよう適切 子組み替え食品の表示について消費 実強化をはかること。さらに、遺伝 証制度の導入等食品の表示制度の充 め、原産地表示、有機食品の検査認 イ、消費者の適正な商品選択、安

ること。特に、遺伝子組み替え技術 7、農業技術の開発と普及等 な実施をはかること を活用して生産した農畜産物につい 業に関する研究および普及並びに消 をはかるため地域の特性に応じた農 に十分配慮すること。 ては、環境への影響や安全性の確保 工および開発に関する研究を推進す 費者ニー ズに応じた新しい食品の加 生産性の向上や経営体質の強化等

ţ 森林・林業対策の推進

町村は地域森林の維持管理におい の活性化が肝要である。 が、森林の多面的・公益的機能の維 は過疎化・高齢化が進行している。 の減少等厳しい情勢にあり、山村で 境は、木材価格の低迷、林業従事者 持には適切な森林経営の確保、 て、大きな役割を担うこととなった わが国の森林・林業を取り巻く環 山村

よって、国は次の事項を実現され

1、新たな林業基本法の制定 近年、森林・林業に対する国民の

法を制定すること。 政策の見直しを行い、国土保全、水 るという理念のもとに、現行の林業 業基本法制定時と大きな変化が生じ テムの構築を目指す新たな林業基本 資源かん養等公益的機能の持続的発 ているため、森林を社会全体で支え 構造等において、昭和三十九年の林 要請、森林資源の状況、木材の需要 安定した森林の管理・経営シス

ルの確立

以上低下することのないよう配慮す 展を目指すとともに、関税の引き下 国双方の林業・木材産業の健全な発 ては、地球環境の維持、森林資源の げ等により国内林業の採算性がこれ 持続的利用の観点から輸出国、輸入 ること。 林産物に関するWTO交渉におい

策の拡充と森林基盤整備の推進 3、地域における適切な森林管理対

等を一層促進するため、「森林・山 ること。 村対策」、「 国土保全対策」 を強化す 町村への財政措置を拡充すること。 連携による森林整備、地域材の利用 に推進するため、要員の確保を含め ① 「市町村森林整備計画」を円滑 担い手対策、公有林化、上下流

林・林業行政費」を新設すること。 道延長」を加味すること。 いて測定単位を森林面積とする「森 充実をはかるため、地方交付税にお また、投資的経費の補正要素に「林 ③ 町村における森林・林業行政の

間伐材の利用を促進すること。 を着実に実施し、森林の機能回復、 対象とする「緊急間伐五カ年対策」 等で間伐が実施されていない森林を (4) 採算性の低下、路網整備の遅れ

除制度を強化すること。 ともに、松くい虫等の森林病害虫防 した鳥獣被害防除対策を確立すると 野生鳥獣と人間の共生を基本と

備を推進すること。また、 かるため、森林の保全整備、環境整 林業の活性化と地域の振興をは 木材関連

林産物の特性に配慮した貿易ル

林業労働力の確保・育成をはか

置を講じること。

活 動

業圏開発林道事業を推進すること。

産業の基盤整備を促進し、

大規模林

る補助制度を検討すること。 置を講じるとともに、災害復旧に係 するので、一般林道に準ずる助成措 事業については多額の経費を必要と いとすること。なお、作業路の開設 地費については一般道路に準じた扱 の財政措置を拡充するとともに、用 林道等の新設・改良を行う場合

続税等の軽減をはかること。 た、森林の公益的機能を考慮し、 等による管理を推進すること。ま より放置森林の拡大が懸念されるた 世代交代による境界の不明確化等に ボランティア活動を支援すること。 動を推進するため、緑化推進事業 町村、第三セクター、森林組合 担い手の育成と経営改善 国民参加の森林や緑をまもる運 相続による森林保有の細分化 相

報

機能の充実と体質の強化をはかる措 備するとともに、森林組合作業班の 森林組合を強化するため、 実をはかること。 会保障制度の整備、 組織・経営基盤強化の条件を整 地域林業の中心的担い手である 研修制度等の充 · 広域合

他産業従事者並みの所得の確保、社 るとともに、通年雇用制度の確立、 に関する法律」の適切な運用に努め るため、「林業労働力の確保の促進

場合、 に基づく分収金を組合員に分配した また、 法人税の所得の計算上、従事 生産森林組合が分収林契約

6

中山間地域対策の推進

(1)

中山間地域においては林業と農

割配当と同様損金算入を認めるこ چ

係者の合意形成、情報収集等の活動 ともに、町村が主体となって行う関 保・育成、特用林産の振興等をはか ζ に対する支援を拡充すること。 る地域林業の構造改善を推進すると (3) 持続的な林業経営の確立に向け 林業経営の集約化、 担い手の確

貸付枠の確保、貸付条件の改善を行 うこと。 善資金、木材産業高度化推進資金の 4 農林漁業金融公庫資金、林業改

安定的供給体制の推進、 材素材価格の安定をはかるための対 体質強化をはかること。 策を講じること。 を整備し、流域一体となった原木の 木材の安定供給と需要の拡大 木材の拠点的加工・流通施設等 また、国産 木材産業の

り組むこと。 成材等の高次加工技術の研究開発に 伴い、より良質で安定した木材製品 ح 税制・金融上の優遇措置を拡充する ついて、新たなる視点から早急に取 する支援を強化すること。また、集 の供給が求められているため、それ 確保の促進等に関する法律の制定に 提供、PR活動を推進すること。 かるため、国産材を利用した場合の に対応する木材の乾燥の促進等に対 建設における国産材の利用促進をは (3) 建築基準法の改正、 公共建物、公共土木事業、 また、木材利用に関する情報 住宅の品質 住宅

> とを踏まえ、森林・林業の分野にお 境の維持等の役割を果たしているこ 域となる施策を推進すること。 て、森林・山村が活力と魅力ある地 等の充実により、双方の住民にとっ 払制度の導入を検討すること。 いても林業の特性を踏まえた直接支 (2) 山村と都市との交流活動・施設

な森林整備を行うこと。また、国有 管理が低下することのないよう適切 支援措置を拡充すること。 るため、流域管理システムに対する 林、民有林一体の管理体制を強化す 要員の合理化等により、森林の維持 国有林野事業の改革に伴う組織

進行、さらには漁村の活力の低下等 漁業生産の担い手の減少、高齢化の 周辺水域における水産資源の低迷や 充実する必要がある。 かるためには、水産業対策をさらに 層の振興と活力ある漁村の形成をは な状況に的確に対処し、水産業の一 極めて厳しい状況にある。 このよう

よって、国は次の事項を実現され 水産基本法の制定

供給や地域振興等を含めた政策全船 利用を基本としつつ、水産物の安定 国の水産政策について抜本的に見す し、水産資源の適切な管理と持続的 新しい海洋秩序時代を迎えたわが 業が一体となって国土保全、自然環 を再構築することが必要である。こ

7、国有林野所在町村に対する森林 管理対策の充実

本法を速やかに制定するとともに、 のため、今後の水産基本政策の理念 われることのないよう努めること。 の引き下げ、非関税措置の撤廃が行 支障が生じることのないよう、関税 る貿易ルールの確立を目指すととも 源を適切に管理することを前提とす ては、各国がそれぞれ自国の水産資 た貿易ルー ルの確立 改革に向けた施策の具体化に努める と施策の方向を明らかにした水産基 に、わが国の水産業の安定と発展に 水産物に関するWTO交渉にお 水産資源の適切な管理に配慮し 漁業経営対策の強化と漁業就業

水産業対策の充実

者の確保・育成

わが国の水産業をめぐる環境は、

あなたの思いを

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター 🚳 0120-780-890 **音声ガイドにしたがってお客様サービス ⑨⇒資料のご請求 ②を押してください。** オベレータが資料請求をうけたまわります。受付時間 (銀行休業日を除く 月〜金曜日)

するよう緩和をはかること。 制について、経営の安定と発展に資 にかんがみ、漁業活動に関する諸規 入等漁業をめぐる情勢の著しい変化 漁獲可能量 (TAC) 制度の導

を講じること。 営体を総合的に支援するための施策 育成に努めるとともに、これらの経 るため、意欲と能力のある経営体の 安定的に担い得る体制の確立をはか を講じること。 を及ぼすことのないよう十分な対策 関係漁業者の漁業経営に大きな影響 減船や休漁等が実施される場合は、 また、資源回復措置の一環として 水産物の供給を将来にわたって

事業および組織の合理化等について 業統合を促進するとともに、 を担うことができるよう、合併や事 おける中核的組織として指導的役割 施策の充実をはかること。 得への支援や労働条件改善の促進等 の確保を推進するため、生産手段取 また、新たな漁業就業者や後継者 漁協が経済的に自立し、 地域に 漁協の

切かつ効率的な運営に努めること。 び漁業者ニーズの変化に即して、適 (4) 漁業災害補償制度は、漁業およ 資源管理対策の強化と操業秩序

指導すること。

画的な資源回復措置を速やかに講じ 源管理体制を確立するとともに、計 続的利用をはかるため、 わが国周辺水域の資源回復と持 広域的な資

新しい日韓および日中の漁業協

活

すことのないように努めるととも 産資源および漁業者に悪影響を及ぼ の確立をはかること。 に、協定水域全域における操業秩序 定に基づく操業条件が、わが国の水

5、つくり育てる漁業の推進と内水

源の回復・増大をはかるため、種苗 充実・強化に努めること。 殖の推進等、養殖業にかかる施策の な事業展開をはかるとともに、環境 に配慮し、需要に的確に対応した養 放流数量の増大等栽培漁業の積極的

6、水産物の流通・加工・消費対策 た増殖事業を推進すること。 対策に配慮しつつ地域の実態に即し 討するとともに、外来魚および疾病 め漁協による漁場管理のあり方を検 興と内水面地域の活性化をはかるた

析・重要管理点) 方式の導入を推進 確保するため、HACCP(危害分 の経営体質の強化に努めること。 細企業が大部分を占める水産加工業 の強化をはかるとともに、中小・零 ステムを確立すること。 (2) 水産物の安全性と品質の維持を 衛生的・効率的な水産物供給シ 産地市場の統合等産地市場機能 水産物流通の効率化をはかるた

7 生活に関連する情報を提供するとと もに、魚食の普及に努めること。 (3) 消費者の適切な消費行動に資す 漁業地域の活性化と水産基盤整 消費者に対し、 引き続き食

備の推進

わが国周辺水域における水産資

内水面漁業・養殖業の一層の振

増大をはかるよう支援すること。 推進するとともに、都市との交流を はかる諸事業を推進して収益機会の 地域の定住環境の整備・改善を

漁村の総合的振興に資するための整 的かつ計画的に実施するとともに、 に実施するため、漁場と漁港を一体 (2) 水産基盤整備を効率的、 効果的

ついて、都道府県による代行制度を 創設すること。 また、漁業集落排水施設の整備に

施すること。 8、漁場・沿岸環境保全対策の推進 総合的な高潮防災対策を速やかに実 予測情報の充実や避難場所の確保等 (3)

造成、水質の改善等を行うこと。 努めるとともに、藻場、干潟の再生・ 被害防止等に関する技術開発等、 ステムおよび赤潮・貝毒による漁業 はかるため、これらの実態の把握に 産関係の環境問題全般についての対 (1) 漁場環境および生態系の保全を 漁業系廃棄物の処理・再利用シ

汚染に即応できる油濁被害防止対策 動に対し積極的に支援すること。 もに、町村の海浜清掃等環境美化運 に推進する施策の充実をはかるとと 油流出事故による漁場・海岸の

漁業地域の活性化をはかるた

漁村の振興に努めること。 し、新たな時代のニーズに即応した また、沿岸漁業の構造改善を推進

備を推進すること。

高潮災害を防止するため、高潮

策を早急に確立すること。 ③ 海浜および漁場の美化を総合的

を引き続き推進すること。 海外漁場の確保等

努めること。 外における遠洋漁業の漁場の確保に 力な漁業外交を展開する等して、海 足する漁業生産を補完するため、 わが国周辺水域からのみでは不 強

の早期再開に向けて努力すること。 の合理的利用をはかるため、捕鯨業 技術開発の推進と試験研究の強 科学的根拠に基づいた鯨類資源

発研究体制の充実強化に努めるこ 進をはかるとともに、試験研究機関 究については、重点的、 の独立法人化後においても、都道府 上で不可欠な技術開発および試験研 水産各分野の持続的発展をはかる 民間等との連携を強化して、開 効率的な推

り、総じて財政基盤が脆弱な町村が 条件に恵まれない条件不利地域であ る漁村は、地理的、 充沿岸、離島、半島等に立地してい 漁村地域に対する財政措置の拡 社会的、経済的

必要があるので、農山漁村対策に係 村の活性化を自主的、 するためには、財政基盤を強化する る財政措置を拡充すること。 このような町村が漁業の振興、 主体的に推進

推 一進 九 地域商工業振興対策 ത

の確保に資するため、 と商工業の均衡ある発展および雇用 農山漁村地域における農林水産業 地域産業の育

町

また、地元商工業の振興をはかる

創業支援、新商品開発等の施

活 動

必要がある。

成ならびに企業誘致の推進をはかる

よって、 国は次の事項を実現され

1、工業等の導入促進と地域産業の

の育成をはかること。 もつ資源や技術を活用した地域産業 に、むらおこし事業等により地域の る各種施策の充実をはかるととも に推進するため、産業再配置に対す 多様な就業機会の確保を積極的

ものとすること。 の実情を十分考慮し、実効性のある 方針の策定に当たっては、農村地域 づく第八次農村地域工業等導入基本 農村地域工業等導入基本法に基

地元商工業対策の強化

週

等の対策を拡充すること。 め、商業基盤設備や商業施設の整備 町村の中心市街地を活性化させるた とともに、空洞化が深刻化している 地元中小小売店の振興をはかる

村

付条件の改善をはかること。 関については、貸付規模の確保と貸 応できるよう政府系中小企業金融機 策を強化すること。 中小企業の資金需要に円滑に対

実をはかること。

を確保するとともに、財政措置の充 ついては、町村が必要とする事業量

拡充強化すること。 用補完制度の拡充等貸し渋り対策を 円滑化をはかるため、中小企業の信 悪化している中小企業の資金調達の また、貸し渋りにより資金繰りが

<u>Ó</u> 生活環境の整備促進

第2320号

活環境の整備対策を強力に実施する 必要がある。 みやすい地域社会をつくるため、生 国民が真に豊かさを実感できる住

よって、 国は次の事項を実現され

水道施設の整備促進

備にかかる財政措置を充実するこ ⑴ 上水道施設、簡易水道施設の整

充実すること。 (2) 高料金水道に対する財政措置を

排水処理施設の整備促進

道整備を重点的に推進するととも 充実すること。 に、下水道整備にかかる財政措置を く整備が立ち遅れている町村の下水 着実な実施をはかるとともに、著し 第八次下水道整備七箇年計画の

(普及率全国ベース五八%、 町村

財政措置を充実すること。 とする事業量を確保するとともに、 境整備事業については、町村が必要 ③ 合併処理浄化槽設置整備事業に (2) 農業集落排水事業、 漁業集落環

行えるようにすること。 処理事業の効率的、一体的な整備を 検査項目等の統一をはかる等、 理施設への相互接続の弾力化、 (4) 各種排水処理事業において、処 排水 水質

廃棄物処理対策の改善強化

年計画の着実な実施をはかるととも 第八次廃棄物処理施設整備七箇

強化するとともに、 ついては、製造、 (2) 有毒な新素材の使用を禁止し

域に対する環境整備対策を検討する ③ 産業廃棄物処理施設等の周辺地

民に対する教育を確立すること。 環境保全を基本理念とした全国 根本的なごみの減量化を図るた

う強力に指導を行うこと。 上や廃棄物の量の削減に取り組むよ 造事業者が製品のリサイクル性の向 責任を法制化するとともに特に、製

置を講じること。

明確化等をはかるとともに、財政措

のため、その規格および安全基準の

③ RDFの燃料としての利用促進

置を拡充すること。

第六次都市公園等整備七箇年計

費について財政支援措置を充実する 備および収集・運搬にかかる必要経 器包装リサイクル法)の運用にあ 再商品化の促進等に関する法律」(容 など町村が積極的に取組めるよう配 生利用対策を強力に推進すること。 立と需要の拡大等総合的な廃棄物再 たっては、ストックヤード等施設整 発、リサイクル製品の流通体制の確 ③ 「容器包装に係る分別収集及び (2) 低コストのリサイクル技術の

(家電リサイクル法)の本格施行に あたっては、町村の実情を十分勘案 町村に過重な財政負担が生じる 「特定家庭用機器再商品化法

融化施設整備を重点的に推進するこ 村の廃棄物処理施設および焼却灰溶 著しく整備が立ち遅れている町 (1) ダイオキシン類の発生を未然に

すること。

国・地方公共団体・製造業者の 健全な循環型社会の構築

用の早期明確化をはかること。 5、ダイオキシン類の対策強化 た、指定引き取り場所と再商品化費 ことのないよう考慮すること。ま

廃タイヤ等処理困難な物品の処理に 販売業者の監督を 処理体制を確立 本的な対策を推進すること。特に、 防止するため廃棄物処理にかかる抜 確立するとともに、廃棄物焼却施設 小規模施設における発生防止技術を

処理技術の開発等、

試験研究を拡充

における焼却灰や周辺土壌の無害化

強化すること。

成十四年対応に向けた改造等につい

充実すること。特に、既存施設の平

響等の実態調査にかかる財政措置を

シン類の排出削減対策および環境影

② 一般廃棄物処理施設のダイオキ

ては、緊急対応として十分な財政措

慮すること。

7、新たな住宅建設長期計画を策定 都市公園整備事業を重点的に推進す 画の着実な実施をはかるとともに、 ること。 著しく整備が立ち遅れている町村の

8、火葬場・斎場等の施設整備にか 要な事業量の確保をはかること。 かる財政措置を充実すること。 し、公営住宅の整備促進のための必

道路の整備促進

国民のふるさととして活性化し、地 国土の七割強を占める町村を広く 進すること。

これに関連する幹線道路の整備を促

③ 高規格幹線道路網の整備および

活

題となっている。 る道路網の整備は重要かつ緊急の課 のとするため、社会経済活動を支え 域住民の生活を豊かな潤いのあるも

よって、 国は次の事項を実現され

道路整備五箇年計画の着実な実 道路網の整備促進

現行制度を堅持すること。 的に推進できるよう配慮すること。 立ち遅れている町村道の整備を重点 施をはかるとともに、整備が著しく また、道路特定財源については、

(道路実延長のうち、八八、三%

0 % の道路整備を推進すること。 るとともに、特定地域の開発のため 道の均衡ある道路網の整備を推進す を占める市町村道の改良率は五〇、 国道・都道府県道および市町村 舗装率は一六、四%)

政措置を充実すること。 等を積極的に推進するとともに、財 止するため法面保護、落石防止事業 2、落石、崩土等の発生を未然に防 公的助成の強化をはかること。 拡大など資金コストの低減等による 制を堅持するとともに、三%路線の 備を推進するため、全国料金プール また、高速自動車国道の着実な整

に推進できるよう配慮すること。 るとともに、歩道等の整備が重点的 事業七箇年計画の着実な実施をはか 第六次特定交通安全施設等整備 里道の譲与について

> 与の対象とすること。 するものについては、 (1)里道の譲与に関し、町村が希望 原則として譲

分な財政措置を講じること 譲与に要する経費について、

河川等の整備促進

緊急の課題である。 治水事業を積極的に推進することが 真に豊かな生活を実現するため、

よって、 国は次の事項を実現され

等の治水事業を重点的に推進するこ 整備が立ち遅れている準用河川改修 実な実施をはかるとともに、 1、第九次治水事業七箇年計画の着 著しく

もに、必要な事業量の確保をはかる 箇年計画の着実な実施をはかるとと 2、第四次急傾斜地崩壊対策事業五 生態系の維持に十分配慮すること。 また、事業の実施に当たっては、

げること。

則として譲与の対象とすること。 3、第六次海岸事業七箇年計画の着 町村が希望するものについては、 実な実施をはかること。 水路の譲与について 譲与に要する経費について、 水路等普通河川の譲与に関し、 + 原

||三、土地対策の確立

分な財政措置を講じること。

る地域づくりを目指す観点から、土 ととされているが、豊かで安心でき 向けた流れを中長期的に定着するこ 土地政策については、有効利用に

+ 必要がある

べきである。 取得が困難な状況には、特に配慮す

定住宅地造成事業にかかる公有地提 2、特定土地区画整理事業および特 限を拡充すること。 利用計画の整備がはかれるよう、 また、町村における総合的な土地 権

ζ び同五条の権利移動の制限につい 目的として農地を取得する場合に 代わって、公共用地としての利用を 5、土地開発公社が地方公共団体に この所得制限額を引き上げること。 とみなさないこととされているが 所得 (限度額一、〇〇〇万円) は、 るため、老齢福祉年金受給者が、公 る対象事業の範囲を拡大すること。 度上の事業認定をうけることなく和 共用地として土地を譲渡した場合の 税特別措置法の特別控除が認められ 3、公共事業について、土地収用制 老齢福祉年金支給停止にかかる所得 公共用地の取得の円滑化をはか 地方公共団体の場合と同様の取 農地法第四条の転用の制限およ

地基本法の基本理念を踏まえつつ総 合的な土地政策を機動的に実施する

また、地方公共団体の公共用地の

よって、 国は次の事項を実現され

および国・地方を通ずる施策の総合 調整をはかること。 機動的に実施するため、関係省庁間 1、土地に関する施策を総合的かつ

供者(代替地提供者を含む)に対す る譲渡所得税の特別控除額を引き上

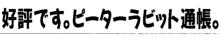
> 制度を改正すること。 扱いとし、円滑に取得できるように

も財政措置を講じること。 め、所要事業量の確保と財政措置を の計画的かつ着実な推進をはかるた 充実するとともに、再調査について 新たな国土調査事業十箇年計画

一四、災害対策の推進

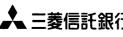
阪神・淡路大震災等の教訓を踏ま するため不可欠の政策課題であり、 命・身体・財産などをまもること 必要がある。 え、災害対策の一層の充実をはかる は、豊かで住みよい地域社会を形成 各種の災害から、地域と住民の生

たい。 よって、 国は次の事項を実現され









本 店電話03-3212-1211

な見直しを行うこと。

成を踏まえて、防災基本計画の必要

省庁再編に伴う防災体制の再編 近年の災害をめぐる状況の変化

活 動

大震災等災害対策の確立

対策、 実を含め、 都道府県、市町村等にわたる総合調 速かつ的確に対応できるよう、 験や教訓を踏まえ、災害に対し、 成等の事業の推進をはかること。 整体制の強化を行い、 保存、展示、防災に関する総合 実践的な能力を有する人材の育 阪神・淡路大震災等の貴重な経 地震災害に関する資料の収 災害復旧対策を確立するとと 災害予防対策、災害応急 財政措置の充 国 ìΉ

ること。 害に対する安全性を充分なものとす インの安全性の強化をはかること。 ③ 基幹となる交通、通信施設の災 電気、水道、ガス等のライフラ

路、 化対策を強化すること。 また、公共施設等の耐震性、 特に農道、 公園・緑地および緊急輸送 林道等を整備するこ 不燃

材整備について万全の備えを行うこ 料の備蓄および炊き出しのための資 による緊急時の生活用水の確保、食 貯水槽の整備および井戸の活用

4

非常時における情報通信システ

確立

強化を推進するこ

چ ムの整備、

活動環境を整備すること。 び補償制度の確立をはかること。 進できるよう、財政措置の充実およ の育成・強化とその活動が円滑に推 また、災害ボランティアの育成と

災害等に対応する自主防災組織

負担または補助の特例措置の延長を される地震防災緊急事業に係る国の 画の見直しを行うにあたっては、 化をはかるため、町村が地域防災計 の円滑な実施のため、所要の財政措 はかるとともに、地震防災緊急事業 要な財政措置を講じること。 く地震防災緊急事業計画により実施 (8) また、防災対策の総合的な充実強 地震防災対策特別措置法に基づ 必

く地震対策緊急整備事業の推進をは かること 置の充実、 また、いわゆる地震財特法に基づ 強化をはかること。

進すること。 2、地震、津波、 み合わせた総合的な対策を確立、 種災害に対するハード・ソフトを組 噴火、 豪雨等、 推 各

ح を高めるための調査研究を推進する めにも重要であるので、さらに精度 3、地震予知については、実際に地 震が起こった際の被害を軽減するた

壊危険箇所をすみやかに解消するこ 択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩 計画的に推進するとともに、現行採 第四次急傾斜地崩壊対策事業を

り等土砂災害対策を推進すること。 山地域の防災対策に万全を期するた 施をはかるとともに、砂防、 積極的に推進するとともに、 また、雪崩災害対策事業の早期実 治山治水事業および海岸事業を 地すべ 特に火

厘損害保険·生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度 全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

株式会社

(引受保険会社)損 保 = 損害保険会社22社 保 = 生 アリコ・ジャパン

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代) 本社 〒100-0014

福島 024(558)2980 **営業所(全国27か所)** 千葉 043(227)2328 東京 0425(91)6609 山梨 0552(37)7558 新潟 025(283)5650 石川 076(229)1335

長野 026(285)4764 岐阜 0584(73)2761 愛知 0566(81)2072 三重 059(223)2808 奈良 0744(29)8281 島根 0852(37)2163 福岡 092(632)9714 沖縄 098(862)2627

岡山 086(245)4833 広島 082(844)1067 山口 083(928)7886 徳島 088(624)1603 愛媛 089(924)6151

佐賀 0952(29)3145 長崎 095(823)9583 熊本 096(359)1766 宮崎 0985(32)2789 鹿児島 099(206)1019

北海道 011(272)8677 青森 0177(38)2915 宮城 022(275)0891

和すること。

③ 海難・水難および山岳遭難等の

を積極的に推進すること。

また、天災融資法の適用基準を緩

ともに、激甚災害対策特別緊急事業 め、激甚災害の早期指定に努めると 害を蒙った地域の早期復旧を図るた

び地方交付税措置の充実をはかるこ まちづくり事業にかかる地方債およ 害防止対策の拡充をはかること。 ては、その弾力的運用により再度災 と。特に、災害関連緊急事業につい に対する総合的対策を確立するこ をはかるなど、再度災害、連年災害 るとともに、復旧事業の対象の拡大

町村が自主的に実施できる防災

急対策の充実をはかること。 コプター・ヘリポートの整備等、

推進すること。

動

活

た

自然災害防止事業債を拡充

五 町村消防の充実強化

はかること。

施設装備および教育訓練等の充実を

迅速な適用および災害救助用のヘリ および防災対策総合治水事業等を充 め、土石流対策として火山砂防事業 地震、風水害等により甚大な被 災害救助法の救助基準の改善と 災害救助その他応急対策等の充 応 よって、国は次の事項を実現された るとともに、救急に対する国民のニ 安全を確保するため、消防力の充 風水害等災害に対応し、地域住民の 多様化、大規模化する火災、地震、 実、大規模災害対策の推進等をはか 一層の充実をはかる必要がある。 ズの高まりに対応する救急業務の 社会経済情勢の変化等により複雑

消防施設の整備

ポンプ自動車等消防施設の整備にか かる財政措置を充実すること。 ② 過疎、へき地、山村、豪雪、 消防ポンプ自動車、水槽付消防 離

2、大規模災害対策等の推進 施設を充実すること。 島および半島等の地域について消防

プターの計画的配置を推進するこ 動の実施体制を整備するためヘリコ (1) 広域的かつ機動的な消防防災活

をはかること。

改良復旧方式を積極的に採用す

護資金の貸付けの限度額等の引上げ

災害弔慰金の支給および災害援

に対する財政措置を充実すること。 救助活動にともなう町村の費用負担

ること ② 防災行政無線網の整備を推進す

推進をはかること。

③ 林野火災に対する総合的対策の

対する教育訓練を充実すること。 置を充実するとともに、救急隊員に 3、高規格救急自動車、高度救命処 かる財政措置を充実すること。 ム等、消防水利多様化推進事業にか 置用資機材等の整備にかかる財政措 自然水利活用遠距離送水システ 消防団の活性化をはかるため、

> 見直し 二六、戸籍制度等の抜本 的 な

り、事務が煩雑になっている。 双方を有する者、又は、いずれか一 方が町村外にある者等に分かれてお 流動が激しく、町村に本籍と現住所 戸籍事務については、近年住民の

抜本的見直しを行うこと。 制度にするなど、現行の戸籍制度の 本籍と現住所を一本化した戸籍

ے ح るものとなるよう留意するととも の保護に十分配慮の上、市町村の事 テムの整備にあたっては、個人情報 3、住民基本台帳ネットワークシス に、導入費用および運営経費に対す 務負担の軽減、情報化の推進に資す

二七 新たな対応 非常勤職員等の雇用の

ている行政サービスを提供するた および臨時職員の活用が不可欠に め、ホームヘルパー等の非常勤職員 立すること。 よび処遇のあり方について制度を確 な非常勤職員・臨時職員等の雇用お なっている。 よって、国は時代に適合した新た 高齢社会の到来等により多様化し

よって、国は次の事項を実現され

2、 戸籍事務についての電算化にあ

たっては、十分な財政措置を講じる

る必要な財政措置を講じること。

行経費の基準の改善 国会議員の選挙等の

執

考慮し、 حے の基準額の算定については、実情を ている国会議員の選挙等の執行経費 区・市・町村の別により設定され 引続き所要の改善をはかる

二九 地域交通対策の推進

取組を行っていく必要がある。 島空路等の住民の日常生活の足とし 要な地域鉄道の整備をはかるための て、真に必要不可欠な生活交通の確 村は、乗合バス路線、 重要な課題となってきている中、 い、地域における交通機関の確保が 交通事業に関する規制緩和に伴 および住民生活、地域振興に必 離島航路、離

をはかられたい。 ことで、生活交通の確保方策の確立 よって、国は次の事項を実現する

スの環境整備方策の確立 1、需給調整規制廃止に伴う乗合バ

範囲のさらなる拡充をはかること。 町村部の実情にかんがみ、補助対象 施する場合、赤字路線を多く抱える て、地方公共団体に対して補助を実 が広域的、幹線的なバス路線につい ⑴ 生活交通の確保方策として、国

措置を講じること。 ための措置の財源についても十分な また、町村が行う生活交通確保の 地域協議会における協議結果に

県をはじめ、 いくかということについて、都道府 ついては、地域の足をどう確保して 国·関係地方公共団

Ó

エネルギー 対策の推進

最近のエネルギー 需要の増大、わ

に向けて、省エネルギー 技術開発を 調和したエネルギー 需給構造の構築 ネルギー 需給見通しの実現と環境と 3、省エネルギー対策の強化長期エ

活 動

扱いについて、生活交通の確保方策 て講じられていることから、その取 体・事業者等の協議、合意に基づい ようにすること。 その実施までに一定の移行期間 制度の円滑な実施をはかるた

ること。 実強化するなど、財政措置を充実す 地方バスは地域における生活の

ځ あるので、 幹の交通機関であり、極めて重要で また、 離島航空路線は、離島振興 財政措置を強化するこ

鉄道軌道整備費

業の実施にあたっては、財源対策 の意向を十分反映するとともに、事 は、その計画の推進にあたり、町村 5、バリアフリー関係事業について 必要な支援措置を講じること。

元住民の理解を得て、

現行の地方バス路線維持対策等を充 ので、存続、確保をはかるとともに、 足として重要な役割を果たしている を講じること。 行して発足させるなど、所要の措置 を設けるとともに、地域協議会を先 の確立のためにも最大限尊重される

3、離島航路は、島外等とを結ぶ基

維持、安定をはかること。 の制定などにより、離島航空路線の るので、「離島空路整備法」(仮称) のため不可欠の交通機関となってい

財政支援を拡充すること。

等補助にかかる助成措置を拡充する 営を確保するため、 4、第三セクター 鉄道等の健全な運

さら が国の脆弱なエネルギー供給構造 には地球温暖化をはじめとする地

ギー 対策を推進する必要がある。 推進、石油代替エネルギーの開発・ 球環境問題を踏まえ、中長期的観点 導入に係る対策など総合的なエネル から新エネルギー・省エネルギーの よって、 国は次の事項を実現され

するとともに、地域における風力発 料電池、太陽光発電等の新エネルギ 保、二酸化炭素抑制対策等環境問題 への積極的な対応をはかるため、燃 技術の実用化に向けた開発を推進 エネルギー セキュリティー の確 新エネルギー の開発・導入の推

理態勢の確立、事故発生時の迅速な 設に対する指導監督責任を明確に 2 いて一層推進すること。 安全を確保するため、原子力関連施 情報提供、防災資機材の整備等につ し、安全規制の抜本的強化、 原子力関連施設所在町村の住民の 原子力利用の安全対策の強化 保安管

取組等を行う地方公共団体に対する 電、廃棄物発電および波力発電等新 エネルギー の導入に向けた先進的な なお、原子力発電については、地 推進するこ

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



三木・長尾葬斎組合葬斎場 香川県 しずかの里

富士建設工業(株) ☎(代表) 025 (255) 4161 本 社 新 潟 市

動

第2320号

を強化すること。 する地方公共団体に対する財政支援 とともに、先進的省エネ設備を導入 金融、税制面の支援措置を強化する 有効利用、未利用エネルギーの開 した協力体制を強化し、エネルギー 促進するため、産・官・学を一体化 省エネルギー 設備投資に対する

5、水力発電施設周辺地域交付金の 拡充・整備等を推進すること。 石油備蓄対策および石油開発対策の ネルギーセキュリティ確保のため、 の安定供給の確保を基本として、エ 4、石油の安定供給対策の推進石油

辺地域交付金を拡充すること。 効果を発揮している水力発電施設周 和と関連公共施設の整備等に大きな から、発電施設の立地による影響緩 る水力発電の開発促進をはかる観点 クリーンで安全なエネルギーであ

三一、過疎・へき地対策の推進

町

実施するための各種施策を着実に推 雇用の増大、地域格差の是正をはか 進をはかるため、住民福祉の向上、 課題に直面しているところである。 域に比較して低位にあるなど多くの 能および生活環境の整備等が他の地 齢化に伴う地域活力の低下、生産機 お引き続く若年層の流出、少子・高 が施行されたが、過疎地域は、今な 「過疎地域自立促進特別措置法」 このような中、過疎地域の自立促 総合的かつ計画的な過疎対策を

また、へき地に対する各種施策を

活

整備 山村等地域振興対策の

拡充すること。

2、生活環境基盤の整備

よって、国は次の事項を実現された かり、多自然居住地域を築いていく る。今後、国土の均衡ある発展をは ち遅れ、所得水準も低い状況にあ ど深刻な事態に直面している。ま 多様な役割をはたしている山村地域 を総合的に推進する必要がある。 ため、山村地域の振興とその活性化 教育、医療、生活環境等の整備が立 た、依然として道路交通網、文化、 よる過疎化、高齢化、活力の低下な は、若者を中心とした人口の流出に 国土保全、環境保全等で重要かつ

い手の確保 1、産業振興、

等による就業機会の確保、 総合的振興をはかること。 交流の推進等、山村における産業の の誘致、複数地住居、都市と山村の を活用した地場産業の育成、 ① 広域的な幹線道路交通網の整備 地域資源 、企業等

を推進するための体制を整備するこ ② 若者に魅力ある職場を確保する 第三セクター への支援措置の

年齢者の雇用を促進すること。 指定を行い、山林保全、環境保全、 策を強力に推進するとともに、奥山 水源確保等の働く場を確保し、

町村道、農林道、作業道等の生活

保対策

就業機会の創出と担

拡充、農協と森林組合の業務提携等 山村における農林業の後継者対

中山間地域において一定の地域 中高

報基盤の整備を促進すること。 備し、教育施設の整備充実、CAT 3、山村地域の実態に即した財源確 >等のニュー メディア施設による情 域医療、福祉施設等の生活環境を整 下水道、汚水・廃棄物処理施設、 能の維持確保に努めるとともに、 産業道路網の体系的な整備、交通機

配分および「森林・山村対策」、「国 を強化すること。 土保全対策」の充実等地方財政措置 山村地域に対する公共投資の重点

\equiv 豪雪地帯の振興

環境が著しく阻害されるほか、 による道路交通の遮断等により生活 必要がある。 障害をとり除き地域の振興をはかる の立地も遅れているので、これらの わが国の豪雪地帯は、冬期の降雪 産業

よって、 国は次の事項を実現され

な推進をはかること。 き、引き続き施策の計画的・効率的 豪雪地帯対策基本計画に基づ

また、道府県計画の策定を促進す

ること。 町村に対する財政措置を充実するこ 2、寒冷補正の充実など、豪雪地帯

帯の道路整備を強力に推進するこ 五箇年計画を着実に実施し、豪雪地 積雪寒冷特別地域道路交通確保

策を推進するとともに、 ıί 除雪、防雪および凍雪害防止対 雪寒道路の指定の拡大をはか 財政措置を

強化すること。

総合的な消除雪制度を確立するこ また、国・県・ 市町村道を通ずる

のための財政措置を強化すること。 電気通信格差是正事業を拡充するな 5、医療、 政措置を講じること。 種装備が必要となるため、 ど、高度な地域情報通信基盤整備等 スの向上と定住促進に資するため、 雪寒地帯における地方バスは各 教育、その他行政サービ 特別な財

置を改善すること。 う公共の施設の除雪にかかる財政措 するため財政措置を充実すること。 7、除雪機械等の格納庫の整備費に 8、豪雪に際して地方公共団体が行 ついては、町村における整備を促進

進すること。 社会を形成するための事業を促進す 9、豪雪地帯において、克雪、利雪、 るとともに、豪雪地帯定住構想を推 親雪等により、魅力と活力ある地域

保と財政措置を充実すること。 の整備を促進するため、事業量の確 豪雪地帯における公立学校施設

実すること。 画的に推進するための財政措置を充 雪に強い公営住宅等の整備を計 一般生活道路などの消雪に供す

を推進すること。 の利用など)をはかるための諸施策 る消流雪用水源の確保 (河川表流水 雪崩から人命等を守るため、 雪

可欠な半島循環道路、高規格幹線道

施をはかるとともに、

半島振興に不

充実すること。 施設等を整備するための財政措置を を防ぐため、実態に即した消防防災 14、豪雪期における消防機能の低下 崩防止施設の整備を推進すること。

三四 半島地域の振興

興を進める必要がある。 つ、各種施策を推進し半島地域の振 デザイン」との整合性をはかりつ るので、「21世紀の国土のグランド の整備等が立ち遅れている実情にあ 制約から、産業振興および生活環境 ことなど国土資源の利用面における 地も少なく、また、水資源も乏しい 交通体系から遠く離れ、一般的に平 ているが、三方を海に囲まれて幹線 半島地域は、豊かな自然に恵まれ

国は次の事項を実現され

村

2、道路整備五箇年計画の着実な実 置を充実、強化すること。 社会資本整備等に対する財政支援措 に推進できるよう、半島地域町村の 計画」が、それぞれ着実かつ効果的 1、全国二三半島地域の「半島振興

を解消するため、道路、鉄道、空港、 路等の整備を推進すること。 また、幹線交通体系からの遠隔性 交通基盤の整備を推進する

電気通信格差是正事業を拡充するな スの向上と定住促進に資するため、 高度な地域情報通信基盤整備等 教育、その他行政サービ

第2320号

を促進することとし、事業費を拡充 光・レクリエーション施設等の整備 5、半島地域の自然条件等を活かし 業費を拡充すること。 た産業の振興をはかる観点から、観 水産業の振興をはかるため、 関係事

伝統産業の継承・発展をはかるた 9、特色ある半島地域の伝統文化と 医療対策を総合的に推進するため、 8、高齢社会に対応した福祉、保健、 をはかるための施策を講じること。 び産業振興等に必要な水資源の確保 諸施設の整備等を促進すること。 施設の整備を推進すること。 および廃棄物処理施設等、生活関連 7、遅れが顕著な半島地域の下水道 6、半島地域における生活用水およ 人材の育成・確保の取組を支援

策を推進すること。 かかる指定基準を弾力的に運用する 12、半島振興対策実施地域の追加に 11、半島地域の一体的振興をはかる を確保すること。 施設・環境整備等にかかる所要予算 な海岸利用をはかるための海岸保全 による被害を防止し、あわせて快適 ため、連携・交流を基調とする諸施

五 融上の特例措置を充実すること。 離島地域の振興

のための財政措置を強化すること。 4、半島地域の地場産業である農林

すること。

すること。 10、半島地域における高潮、津波等

半島振興法にかかる税財政、 金

実すること。

2、離島道路の整備を促進するため 合的に推進すること。 の助成措置の充実強化をはかるとと かるため、小型離島の振興対策を総 また、離島相互間の格差是正をは

> 備のための財政措置を強化するこ るなど、高度な地域情報通信基盤整

スの向上と定住促進等に資するた 9、医療、教育、その他行政サービ

め、電気通信格差是正事業を拡充す

3 離島航路の充実確保

もに財政措置を強化すること。 離島航路を充実、維持するとと

造にかかる財政措置を改善するこ 数増加のための離島航路船近代化建 (2) 離島航路の大型化、高速化、

め不可欠の交通機関となっているの めの施設および外海離島における補 かんがみ、港湾機能の拡充強化のた で、「離島空路整備法」(仮称)の制 完港の整備等を推進すること。 4、離島港湾の果たす重要な役割に 条件を緩和すること。 また、運輸施設整備事業団の融資 離島航空路線は、 離島振興のた

の生活安定をはかっていく必要があ 基盤が立ち遅れているので、速やか など厳しい制約により、生産、 離島は、環海性、 離島町村の活性化と住民 隔絶性、狭小性 生活 持 推進するとともに、漁港漁村の環境 に推進すること。 整備等を促進すること。

離島における漁港施設の整備を

離島の農林漁業振興対策を強力

安定をはかること。

たい。 よって、 国は次の事項を実現され

もに、地方交付税への算入の強化 等、離島町村に対する財政措置を充 1、離島振興事業費ならびに過 辺地債の所要額を確保するとと

充実すること。

等生活環境施設に対する財政措置を を推進するとともに、ゴミ処理施設

離島における水不足の解消対策

چے もに離島間等の架橋事業を促進する

療所・老人福祉施設等の整備ならび ること。 に運営についての財政措置を拡充す 医師の確保経費および病院

すること。 回診療体制の整備を促進すること。 備を推進するため、 るため、体育施設、レクリエーショ の活性化および若者の定住を促進す 11、離島における地域コミュニティ ン施設、教育・文化等関係施設の整 また、離島における救急医療・巡 財政措置を充実

三六、観光地所在町村の振興

設、消防力の整備など、観光行政に 儀なくされている かかわる特別な施策と財政負担を余 光地所在町村は、環境衛生施

たい。 よって、 国は次の事項を実現され

税財源の充実・強化

定などにより、離島航空路線の維

活

(2) 入湯税の税率を引き上げるこ

ح

るため、

本税の充実、確保をはかる

はかる上で重要な役割を果たしてい 町村に交付されており、地域振興を とともに、その一〇分の七が関係市 サービスと密接な関連を有している 環境対策など観光地所在町村の行政

た財政措置を講じること。 を考慮して、関係町村の実情に即し 多額の経費が必要になっていること 観光客によって消防、 清掃等に

観光基盤施設の整備

推進するため、 施設および廃棄物処理施設の整備を 観光地所在町村における下水道 財政措置を充実する

を推進すること。 るため、 観光客等の円滑な交通を確保す 観光地へのアクセスの整備 道路をはじめとした高速交

備することとし、財政措置を充実す きるよう、観光基盤施設を着実に整 豊かで恵まれた自然の中で手軽にで ③ 観光・レクリエーション活動が

進すること。 長期的計画を樹立し、その整備を推 (4) 自然公園等の施設整備について

に取り組めるよう配慮するととも たっては、観光地所在町村が積極的 かるリサイクルシステムの運用にあ を含むごみの減量化と再生利用をは 新たな財政負担について必要な 空きカン、空きビンの散乱防止

措置を講じること。

ゴルフ場利用税は、道路整備、

観光情報基盤の整備を推進するこ デジタルデー タベー ス化等により、 の容易化をはかるため、 (6) 観光情報基盤の高度化、 観光情報の 利活用

強するなど、消防力の強化をはかる 3、宿泊施設の大規模化や高層化等 にかんがみ、 はしご車、化学車を増

の整備等、 を踏まえ、耐震性の強化、 また、阪神・淡路大震災等の教訓 安全対策を強力に推進す 防災基盤

策を推進し、観光地所在町村の国際 流倍増計画)等の外国人観光客誘致 化と活性化をはかること。 対策については、特に地方観光圏対 4、ウェルカムプラン (訪日観光交

るため、緊急に外客訪日促進及び受 5、中小零細企業が大半を占める観 模な海外観光宣伝、外客案内設備の 光産業の振興及びサービス向上を図 事業を行うこと。 整備及び良質なパート労働者の養成 人体制の整備を図ることとし、 大規

三七、 水源地域対策の強化

産業の発展等水の確保及び自然環境 種施策を推進する必要がある。 の保全等、 下で、治水・利水、国民生活の安定、 ダム等が所在する水源地域の町村 よって、 関係町村の振興をはかるため各 過疎化・高齢化等厳しい条件の 公益的な役割を担ってお 国は次の事項を実現され

水源地域対策の強化

没者の生活再建について、起業者の 用するとともに、ダム建設による水 をはかること 指定ダムの全てに第九条の特例を適 責任を明確化するなど、同法の改善

ること。 地域に対し、同法の準用措置を設け

準額の特例措置を廃止すること。 する固定資産税にかかる現行課税標 の用に供する家屋及び償却資産に課 ② 水資源開発公団が所有するダム

(4) 水源地域町村に対する財政措置

るとともに、基金設立の全国的な展 開を促進すること。 る国の税財政上の援助措置を強化す 水源地域対策基金の運営に対す

災に関する施策等の拡充をはかるこ 確立するとともに、環境保全及び防

とともに、水行政における国・地方 を通ずる体制の整備をはかること。 水資源開発の推進

水源地域対策特別措置法による

また、同法成立前の既設ダム所在

廃止すること。 対象ダムの範囲を拡大するととも に、現行の算定標準額の特例措置を ③ 国有資産等所在市町村交付金の

を充実すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を

上下流連携を推進すること。 もに、地域間交流支援事業等による (7) 水源地域の活性化をはかるとと

が生じた場合、ダム使用権又は水利 ② ダム所在町村に新たな利水需要 ウォータープラン21を踏まえる

> の制度を確立すること。 権を優先的に取得できるよう、所要 ③ 水質管理体制の充実強化及び下

として制度化すること。 防止のための事業を、国の直轄事業 水道整備の促進をはかること。 (4) 地下水の人工涵養及び地盤沈下

別対策の拡充をはかるとともに、 置山林の対策を強化すること。 水源複層林の整備及び水源林特 放

三八、産炭地域対策の推進

平成十三年度末をもって終了となる 備等に関する法律」(以下「石炭関 しい状況にある。 を抱え、社会的・経済的に極めて厳 去の閉山・合理化の影響を受け、人 連整備法」とする)の成立に伴い、 構造調整の完了に伴う関係法律の整 口の流出、財政の悪化等多くの問題 が、産炭地域の中には、今なお、過 現行の石炭政策は、「石炭鉱業の

よって、 国は、 次の事項を実現さ

1、産炭地域対策に必要な財源の確

興対策、 平成十三年度における産炭地域振 鉱害対策および炭鉱労働者

●町村週報の購読●

〒一〇〇 〇〇一四 東京都千代田区 りしてから折返し御送金ください 広報部へお申し込みください 年間 話番号をお書きのうえ、全国町村会 永田町1・11・35全国町村会広報部 一部千五百円 料金は請求書をお送 「町村週報」の購読を希望される方 八ガキに住所、氏名、職業、電

活 動

22

基金を増額すること。 役割を担う中核的事業主体に対する 会システムの構築に向けて中心的な おいて産炭地域の自立的な経済・社 するとともに、平成十四年度以降に 雇用対策等に係る必要な財源を確保

地元の実情を十分配慮すること。 域の今後の自立・発展に資するよう 和措置の実施に当たっては、産炭地 関連整備法」に基づく以下の激変緩 平成十四年度以降における「石炭 激変緩和措置の確実な実施

炭鉱離職者の雇用対策 鉱害復旧およびぼた山災害対策

する国庫助成 市町村が行う特定公共事業に対

地方財政上の特例措置を継続するこ 交付税における産炭地補正と同様な 四年度以降においても、現行の普诵 地方交付税の算定に際し、平成十 地方交付税の特例措置の継続

の推進 三九 非鉄金属鉱山地域対 策

町

る必要がある。 振興をはかるため各種施策を推進す 厳しい状況にあるので、 低下し、財政基盤も脆弱化するなど あいつぐ休閉山により、 非鉄金属鉱山地域は、 関係町村の 地域活力が 所在鉱山の

よって、

国は次の事項を実現され

(第三種郵便物認可)

よって、 国は次の事項を実現され

するとともに、税財政措置を強化す 鉱山所在町村の振興対策を推進 鉱山所在町村振興対策の強化

> 用に対する財政措置を拡充するこ (2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活

限の配慮をすること。 合、鉱山所在町村の再活性化に最大 施策を推進することとし、その場 ンフラ等を活用したリサイクル関連 (3) 鉱山施設および鉱山の技術・イ

3、鉱害防止対策の支援の強化と地 拡充強化をはかること。 場産業の振興、離職者雇用対策等の 2、休廃止鉱山所在町村における地

域環境整備の促進をはかること。

四 〇 地域改善対策の推進

活環境の整備を中心とする各分野で 国、地方公共団体等による地域改善 大な問題であり、今日に至るまで、 一定の成果をおさめてきたところで 対策事業の積極的な推進により、生 同和問題は基本的人権に関わる重

らに住環境整備等の物的事業も残さ れている。 て未だ多くの課題を有しており、さ しかしながら、職業の安定、産業 教育の充実や啓発等につい

啓発にかかる事業を推進するため、 法的措置、 今後の方策」(政府大綱)において、 方公共団体の財政負担の軽減をはか 必要かつ十分な予算措置を講じ、地 とされた事業をはじめ、人権教育・ 1、「同和問題の早期解決に向けた 行財政措置を講じること

> 調整機能を持つ機関を設置するこ 2 害の救済に関する法的措置を講じる と。また、人権侵害の防止および被 じるとともに、国における総合的な よび啓発推進のための法的措置を講

制化すること。 措置等内容を充実するとともに、 償還推進助成事業については、 3、住宅新築資金等貸付事業に伴う 財政

緩和措置を講じること。 4、公営住宅家賃について、

四一、

Ιţ であり、この返還を実現すること 島の北方四島は、 歯舞群島、色丹島、国後島、 国民の多年にわたる念願であ

の実現をはかること。 渉を行うことにより一日も早く、 よって、国はさらに強力な外交交 そ

四六 竹島の領土権の確立

場の安全操業ならびに鉱業権の安全 はさらに強力な外交交渉を行うこ 行使が速やかに実現できるよう、国 土権を確立し、 わが国固有の領土である竹島の領 周辺海域における漁

差別意識の解消に向けた教育お

特別な 法

北方領土の早期返

わが国固有の領土

よって、国は次の事項を実現された

たっている。 向上のため困難な任務の遂行にあ たり、その地域住民の生活の安定、 生、福祉、農政等あらゆる分野にわ 責務は重く、教育、消防、防災、厚 公共団体の執行責任者として、その [要望書] 町村長は、国政の基礎をなす地方

ても格差がある。 低く、また同じ基礎的地方公共団体 の長である市長と町村長の間におい の各界各層のそれに比較して極めて 褒章の基準は、経済界、教育関係等 しかしながら、現行の叙勲および

のそれと遜色のないよう改善するこ 四等を最低基準とするなど各界各層 在職年数が十五年を超えるときは勲 一、町村長の叙勲基準については、

数については、市長と同様、5期を よう措置すること。 ○年に短縮すること。 終了した時点で推薦ができるよう 二、町村長の藍綬褒章の推薦基準年 は、市長と同様の基準で推薦できる あわせて推薦基準年数について

全国町村会

町村長の叙勲ならびに

褒章基準の改善で要望

褒章基準の改善」を決定した。 次のとおり「町村長の叙勲ならびに 調査会及び二十三日の常任理事会で 全国町村会は六月二十二日の政務

随 想

未研磨ながら歴史民俗資料館にて り本町に譲与されることとなり、 接収された刀剣類が、 と呼ばれる戦後、GHQによって さて、 昨年の暮れに「赤羽刀」 文化庁によ

千葉県町村会長 ざお沢 野 河 功

始められようとしています。 担う取り組みが大きな役割として 身近な住民の思いを身近な行政が の自主性や責任の上で、推進され 方分権関係の法制度が地方自治体 がスタートし、介護保険制度や地 が明け、 西暦二〇〇〇年の記念すべき年 気がつけば平成十二年度

の明快さを突きつけられているよ ィアが求められ、日々緊張と発想 かけたような独自の方策やアイデ 無縁ではなく、むしろ生き残りを 角に所在する小さな町においても は、人口八、六〇〇人の外房の一 こうした地方の時代への趨勢

考えていただこうとするものでし な変遷によって、戦後史の一端を じた皆さんの心情や刀剣類の希有 く刀剣展というよりも、 刀剣の美や伝統技術を見ていただ だいております。この展覧会は、 展示し、多くの方々にご覧をいた 接収に応

しく思いながら見ていらっしゃる 争を体験し、戦後の復興を必死に の発端を担った私も手記を持っ から多くの反響をいただき、 や手記によって刊行され、 戦争体験』が長年の聞き取り調査 方々の中には、戦後の苦労を懐か て伝える術が難しくなってきまし 重な歴史の証人も多くの言葉とし なり支えた世代も高齢になり、貴 ζ また、 体験談を記載しています。 接収刀剣展に見学にこられる 同じ昨年に『睦沢町民の 町内外 編集 戦

に考えさせられます。 と気付きはじめ、知的資源といえ かに暮らすことはなかなか難しい 費する経済活動で二十一世紀を豊 る教育への取り組みの必要性を特 そして、今、合理的で大量に消

くことでしょう。 た能力を磨くことに力を入れて行 は、これからは日本人の持つ優れ 経済の復興を遂げた現代日本

「人づくり」がその根底にありま としていますが、新世紀に向けた は地域振興の中での活性化を目的 どでも報告されています。 な特色ある活動がこの町村週報な 環境、歴史や文化を活用した様々 各地の自治体で、地域の自然や 半世紀では達成できない道の これら

す。

と聞きます

第2320号

発展を遂げています。 並べ、経済、文化でも眼を見張る 現在の日本は世界の先進国と肩を 遠されてきたように思われます。 考えだから聞く耳を持たないと敬 か。ともすれば、古いもの、 えることができてきたのでしょう 戦後の復興の歴史をじょうずに伝 現代社会の中では、このような 昔の

なものです。 が築いてきたもの、 しっかりと記録し、 たものを知る手がかりとなる大切 つい五十数年前の日本の状況を 犠牲にしてき 戦後の私たち

をうかがいたいと思います。 に町民の方がおいでになります。 そして、

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10 万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円 (年額)の掛金で、対人無制限 対物1,000万円の賠償額がてん 補されます。

全国町村職員生活協同組合

りかもしれませ

践する気持ちをもう一度確かめた のすべての部署で意識しながら実 そして環境が調和した活用を行政 根ざした文化や伝統、歴史や自然、 いと思います。 我が睦沢町においても、 地域に

します。 かい町づくり」とした基本姿勢を 長就任以来「ふれあいと対話で温 場と成りうるのです。そして、 映でもあり、社会を通した教育の 方分権の最初のステップでもあ 遂行することができるものと確信 地域を生かした町づくりは、 地域に生きる住民の意見の反 町 地

人と人を結ぶ「親接」を胸にお話 本日も、町長と語る会